

令和 7 年 3 月 9 日執行北広島町長選挙及び北広島町議会議員一般選挙

公費負担制度関係様式記載例

北広島町選挙管理委員会

公費負担制度関係様式記載例目次

1. 契約書

選挙運動用自動車運送契約書（例）	1
選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）	2
選挙運動用自動車燃料供給契約書（例）	3
選挙運動用自動車運転契約書（例）	4
選挙運動用ビラ作成契約書（例）	5
選挙運動用ポスター作成契約書（例）	6

2. 契約届出書

様式 1（その 1） 契約届出書（自動車の使用）	7
様式 1（その 2） 契約届出書（ビラ作成）	8
様式 1（その 3） 契約届出書（ポスター作成）	9

3. 確認申請書

様式 2（その 1） 確認申請書（自動車燃料代）	10
様式 2（その 2） 確認申請書（ビラ作成枚数）	11
様式 2（その 3） 確認申請書（ポスター作成枚数）	12

4. 確認書

様式 3（その 1） 確認書（自動車燃料代）	—
様式 3（その 2） 確認書（ビラ作成枚数）	—
様式 3（その 3） 確認書（ポスター作成枚数）	—

5. 使用証明書

様式 4（その 1） 自動車使用証明書（自動車）	13
様式 4（その 2） 自動車使用証明書（燃料）	14
様式 4（その 3） 自動車使用証明書（運転手）	15
様式 5（その 1） ビラ作成証明書	16
様式 5（その 2） ポスター作成証明書	17

6. 請求書

様式 6（その 1） 請求書（自動車の使用）	18
様式 6（その 2） 請求書（ビラの作成）	21
様式 6（その 3） 請求書（ポスターの作成）	22

(ハイヤー方式)

収入印紙
契約金額が1万円
未満は不要

選挙運動用自動車運送契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2. 車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車（車 種 名 ）
登録番号 広島〇〇〇あ〇〇 〇〇（車両ナンバー）
3. 台 数 1 台
4. 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで（ 日間）
5. 契約金額 円 契約金額及び単価は消費税を含む
内訳 1日 円 × 日間

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日 契約は告示日前でも可

甲 北広島町〇〇選挙候補者
住 所
氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所
名 称
代表者氏名 印

(レンタカー方式)

選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用
2. 車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車（ 車 種 名 ）
登録番号 広島〇〇〇わ〇〇 〇〇（車両ナンバー）
3. 台 数 1 台
4. 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで（ 日間）
5. 契約金額 円 **契約金額及び単価は消費税を含む**
内訳 1 日 円 × 日間
6. 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
7. 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。
8. その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日 **契約は告示日前でも可**

甲 北広島町〇〇選挙候補者
住 所
氏 名 **候補者届出と一致** 印
乙 住 所
名 称
代表者氏名 印

(燃料供給契約)

選挙運動用自動車燃料供給契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで（ 日間）
2. 供給場所 所在地 北広島町有田 1 2 3 4 番地
名 称 株式会社〇〇
3. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車（車種名）
登録番号 広島〇〇〇わ〇〇〇〇（車両ナンバー）
4. 単 価 単価 10 あたり 円 銭
（注：単価は消費税を含んだ額である）

5. 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額（1 円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日 契約は告示日前でも可

甲 北広島町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

候補者届出と一致

印

乙 住 所

名 称

(運転契約)

選挙運動用自動車運転契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 〇〇 〇〇
 （運転手の氏名）（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定
 める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで（ 日間）
 原則として毎日 〇時〇〇分から 〇時〇〇分まで
2. 契約金額 円
 （1 日につき 円）
3. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車（車種名）
 登録番号 広島〇〇〇わ〇〇〇〇（車両ナンバー）

4. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選
 挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものと
 し、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額
 を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北
 広島町に請求できない。

5. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日 契約は告示日前でも可

甲 北広島町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

候補者届出と一致

印

乙 住 所

氏 名

印

(ビラ作成契約)

収入印紙
契約金額が1万円
未満は不要

選挙運動用ビラ作成契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 枚 数 枚
- 契約金額 円（単価 円 銭）
（注：契約金額・単価は消費税を含んだ額である）
- 納入期限 令和 年 月 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

契約は告示日前でも可、立候補予定者説明会以降の日付としてください

甲	北広島町〇〇選挙候補者	
	住 所	
	氏 名	候補者届出と一致 印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印

(ポスター作成契約)

収入印紙
契約金額が1万円
未満は不要

選挙運動用ポスター作成契約書（例）

北広島町〇〇選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 枚 数 枚
- 契約金額 円（単価 円 銭）
（注：契約金額・単価は消費税を含んだ額である）
- 納入期限 令和 年 月 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日 契約は告示日前でも可

甲	北広島町〇〇選挙候補者	
	住 所	
	氏 名	候補者届出と一致 印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印

年 月 日

契約届出書（自動車の使用）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 または 2 のどちらかを記入

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額 (税込)	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	

契約期間のうち選挙運動期間外にかかった費用は公費負担の対象となりません。

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額 (税込)	
自動車の借入	令和○年 ○月△日	北広島町有田1234 (有)きたひろしまい効- 代表 北広 太郎	○月 △日～ ○月 □日	79,000円	
	年 月 日	複数社と契約する場合に記入	月 日～ 月 日	円	
運転手の雇用	令和○年 ○月△日	北広島町有田1234 北広 花子	○月 △日～ ○月 □日	62,500円	
	年 月 日	複数人と契約する場合に記入	月 日～ 月 日	円	
燃料代	令和○年 ○月△日	北広島町有田1234 きたひろ給油(株) 代表 北広 次郎	広島500わ ○○○○	150円	単価 契約
	年 月 日	複数社と契約する場合に記入		円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

年 月 日

契 約 届 出 書（ビラ作成）

北広島町選挙管理委員会委員長

あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額 (税込)	
令和○年○月△日	北広島町有田1234 きたひろ印刷 代表 北広 三郎	6,000枚	30,000円	
年 月 日	複数社と契約する場合に記入	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

公費負担額の計算式は以下のとおりです。

作成単価（契約書に記載の単価又は7円73銭のうち少ない方）

×作成枚数（5,000*枚を超える場合は5,000*枚）

※町議選の場合は上限1,600枚

例）上記記入例の場合、

公費負担額 = 作成単価（5円）×作成枚数=25,000円

契 約 届 出 書（ポスター作成）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額 (税込)	
令和○年○月△日	北広島町有田1234 きたひろ印刷 代表 北広 三郎	300枚	150,000円	
年 月 日	複数社と契約する場合に記入	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

公費負担額の計算式は以下のとおりです。

作成単価（契約書に記載の単価又は1,059円のうち少ない方）

×作成枚数（200枚を超える場合は200枚）

例）上記記入例の場合、

公費負担額 = 作成単価（500円）×作成枚数（200枚）=100,000円

年 月 日

確 認 申 請 書（自 動 車 燃 料 代）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 △日

2 契約の相手方

住 所 北広島町有田1234名称(法人のみ)及び氏名 名称 きたひろ給油株式会社 氏名 北広 次郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

広島500 わ ○○○○4 確認申請金額 6,000 円

区 分	購入金額（税込）	左のうち確認済又は確認申請金額（税込）
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	6,000 円	6,000 円
燃料代計 (a) + (b)	6,000 円	6,000 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

年 月 日

確 認 申 請 書（ビラ作成枚数）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 △日

2 契約の相手方

住 所 北広島町有田1234

名称(法人のみ)及び氏名 名称 きたひろ印刷 氏名 北広 三郎

3 確認申請枚数 5,000 枚

町議選は上限1,600枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	6,000 枚	町議選は上限1,600枚 5,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	6,000 枚	町議選は上限1,600枚 5,000 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

年 月 日

確 認 申 請 書（ポスター作成枚数）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印
本人が署名する場合は印鑑省略

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 △日

2 契約の相手方

住 所 北広島町有田1234

名称(法人のみ)及び氏名 名称 きたひろ印刷 氏名 北広 三郎3 確認申請枚数 200 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	300 枚	<u>上限はポスター掲示場の箇所数</u> 200 枚
枚 数 計 (a) + (b)	300 枚	<u>上限はポスター掲示場の箇所数</u> 200 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」については、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第4号（その1）（第5条関係）

自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日

使用の最終日以降の日付

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

1又は2を選択

運送等契約区分 (右欄の該当する番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式)
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	住所 北広島町有田1234	氏名(法人の場合は名称及び氏名) 有限会社きたひろしまレンタカー 代表 北広 太郎
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 (税込)
車種 マツダスクラム 番号 ○○○○	令和○年 ○月 △日 ～ ○月 □日	80,500 円
車種 番号	2段目以降は異なる車両を使用した場合や運送等年月日が連続した日でない場合に記載	備考 16,100 円 ×5 日
車種 番号		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー方式） 36,300 円
 - (1)以外の場合（レンタル方式） 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、北広島町に支払を請求することはできません。

様式第4号（その2）（第5条関係）

自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町

選挙

供給の最終日以降の日付

候補者

戸籍名を記載

印

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 北広島町有田1234	氏名（法人の場合は名称及び氏名） きたひろ給油株式会社 代表 北広 次郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給額 （税込）	備考
令和○年 ○月 △日	○○○○	30 L	4,500 円	
令和○年 ○月 □日	○○○○	30 L	4,500 円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が北広島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

年 月 日

運転の最終日以降の日付

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

運転手の氏名及び住所	住所 北広島町有田1234	氏名 北広 花子
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額（税込）	備 考
令和○年 ○月 △日 ～ ○月 □日	62,500 円 12,500 円×5 日間	○月△日～○月□日に 各1台使用
2 段目以降は雇用年月日が連続した日でない場合に記載		

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、北広島町に支払を請求することはできません。

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

年 月 日

納期後かつ告示日以降の日付

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 **戸籍名を記載** 印

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 北広島町有田1 2 3 4
	氏名（法人の場合は名称及び氏名） きたひろ印刷 北広 三郎
作 成 枚 数	6, 0 0 0 枚
作 成 金 額	3 0, 0 0 0 円（税込）
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、候補者がビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数	ア 町議会議員の選挙	1,600 枚
	イ 町長の選挙	5,000 枚
(2) 限度額	7 円 73 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）	

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

年 月 日

納期後かつ告示日以降の日付

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 **戸籍名を記載** 印

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	住所 北広島町有田1234
	氏名（法人の場合は名称及び氏名） きたひろ印刷 北広 三郎
作 成 枚 数	300 枚
作 成 金 額	150,000 円（税込）
当該選挙区（当該選挙が行わ れる区域）におけるポスター 掲示場数	200 か所

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が北広島町に支払を請求するときはこの証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

$$\frac{103,500 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

自動車、燃料、運転手の請求書は共通

請求書（自動車の使用）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

自動車借上げの請求書の記載例

選挙期日以降の日付

年 月 日

北広島町長 あて

住 所 北広島町有田 1 2 3 4
名 称 有限会社きたひろしまレンタカー
氏 名 代表 北広 太郎 印

1. 請求金額 79,000 円（税込）

2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3. 選挙名 令和 ○年 ○月 △日執行北広島町 ○○ 選挙

4. 候補者の氏名 戸籍名を記載

5. 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別
きたひろ銀行	本 店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
1 2 3 4 5 6 7	(ふりがな) ユ) キタヒロシマレンタカー キタヒロ タロウ	
	有限会社きたひろしまレンタカー 北広 太郎	

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

その1 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）（ハイヤー方式）選挙運動期間のみを記載

使用年月日	1日あたりの運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日	() 円×() 台 = 円	36,300円×() 台 = 円	円	(税込)
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）（レンタル方式）(1) 自動車の借入れ選挙運動期間のみを記載

使用年月日	1日あたりの運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
令和 ○年 ○月 ○日	(16,100) 円×(1) 台 = 16,100 円	16,300円×(1) 台 = 16,100 円	16,100 円	(税込)
○月 ◇日	(16,100) 円×(1) 台 = 16,100 円	16,300円×(1) 台 = 16,100 円	16,100 円	(税込)
○月 ▽日	(16,100) 円×(1) 台 = 16,100 円	16,300円×(1) 台 = 16,100 円	16,100 円	(税込)
○月 ☆日	(16,100) 円×(1) 台 = 16,100 円	16,300円×(1) 台 = 16,100 円	16,100 円	(税込)
○月 □日	(16,100) 円×(1) 台 = 16,100 円	16,300円×(1) 台 = 16,100 円	16,100 円	(税込)
計			80,500 円	(税込)

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

候補者が発行する「自動車使用証明書(燃料)」の内容を記載

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 ○年 ○月 △日	○○○○	(150) 円× (30) ℓ = 4,500 円			
令和 ○年 ○月 □日	○○○○	(150) 円× (30) ℓ = 4,500 円			
計		9,000 円	9,000 円	9,000 円	(税込)

備 考

- 1 「基準限度額 (イ)」の(計)欄には、確認書(自動車燃料代)に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は燃料を供給した日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 ○年 ○月 ○日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
○月 ◇日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
○月 ▽日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
○月 ☆日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
○月 □日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
計			62,500 円	(税込)

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書（ビラの作成）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日以降の日付

年 月 日

北広島町長 あて

住 所 北広島町有田1234
 名 称 きたひろ印刷
 氏 名 代表 北広 三郎

印

1. 請求金額 25,000 円（税込）

2. 内 訳 別記請求内訳のとおり

3. 選挙名 年 月 日執行北広島町 選挙

4. 候補者の氏名 戸籍名を記載

5. 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別
きたひろ銀行	本 店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
7 6 5 4 3 2 1	(ふりがな) キタヒロインサツ キタヒロ サプロウ	
	きたひろ印刷 北広 三郎	

(別記請求内訳) 契約書と一致

確認書に記載の枚数

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I
円 5	枚 6,000	円 30,000	7 円 73 銭	枚 5,000	円 38,650	円 5	枚 5,000	円 25,000

備 考

町議選の場合は1,600枚

- この請求書は、候補者から受領した確認書（ビラ作成枚数）及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚を添付してください。
- E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書（ポスターの作成）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日以降の日付

年 月 日

北広島町長 あて

住 所 北広島町有田1234
 名 称 きたひろ印刷
 氏 名 代表 北広 三郎

印

1. 請求金額 100,000 円（税込）

2. 内 訳 別記請求内訳のとおり

3. 選挙名 年 月 日執行北広島町 選挙

4. 候補者の氏名 戸籍名を記載

5. 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別
きたひろ銀行	本 店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
7 6 5 4 3 2 1	(ふりがな) キタヒロインサツ キタヒロ サプロウ	
	きたひろ印刷 北広 三郎	

(別記請求内訳) 契約書と一致

確認書に記載の枚数

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I
円 500	枚 300	円 150,000	円 1,059	枚 200	円 208,600	円 500	枚 200	円 100,000

備 考

- この請求書は、候補者から受領した確認書（ポスター作成枚数）及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したポスターの見本1枚を添付してください。
- D欄には、次により算出した単価を記載してください。

$$\frac{103,500 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価…1円未満の端数は切上げ

- E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。